

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立東小学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：いじめ防止対策委員＋PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、教育相談員、巡回相談員、御殿場警察署員

3 いじめ防止等のための対策

1) 人権教育の推進

①教科としての道徳教育

- ・人権に関わる価値を全学年の当初の年間計画に位置付け、学級づくりの基本とする。
- ・人権に関わる道徳教育を全教育活動で推進する。

②子供主体の学級経営の推進

- a 「よいところみつけ」…さよならタイムで今日見付けた友達の良いところを児童が発表する。
- b いじめアンケートの継続的な実施により、学級内（学年内）を中心としたいじめの早期発見に努め、現状を把握し解決へと導く。
- c いじめ根絶に関する道徳的価値について、子供たちがじっくり考えを深められるような授業を工夫・改善・展開していく。
- d 人間関係プログラムQ-U等の実施及び活用をする。

③全校集会、学年集会、長期休業前の集会での全体指導

- ・教職員の講話や児童による活動等で具体的な事例を基に、いじめの不当性を伝え共有化していく。

2) 子供の自主的活動の場の設定

①「ペアへの手紙」「名刺交換」の実施（児童会）

- ・縦割りの姉妹学級を設定し、子供がペアを組む。年度当初に名刺交換を行い、定期的と一緒に遊ぶ機会を計画する。また、年度末にはペアの良いところや感謝の気持ちを伝える機会を設けるなど、異学年との交流を通して、他者理解の心を育てる。

②子供主体のイベント活動の実施

- ・児童会行事や「学級の日」「学年集会」の設定等、子供が主体的に活動できるイベント等を企画させ、自治能力を高めつつ、子供同士の相互理解を深め、いじめの起こりにくい学級づくりを

推進する。

③福祉活動

- ・ボランティア活動やリサイクル活動等を通して、共有間感を育んだり障害を持つ人との関わりを通して人権について考える場を設定したりする。
- ・福祉体験学習、福祉交流会、福祉講演会等を教育活動の中に位置付ける。

3) 保護者や地域への啓発

①保護者との連携の強化

- ・PTA総会、PTA理事会等でいじめの実態や指導方針、学校の取組などの周知徹底を図り、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを見守っていく。
- ・学年・学級懇談会で子供の生活の様子や関わり方、いじめに関することなどの意見を交換し、いじめの早期発見や未然防止策等について共通理解する。

②学校便り、学年便り、生徒指導便り等で、子供の実態や行動について理解を求め、また地域での生活についての情報を呼び掛ける。

4) いじめに関する教職員の研修

①いじめ問題について全ての教員で共通理解を図る。(職員会議、研修等)

②事例研究から学ぶ。

- ・実例を基に具体的な場面を想定し生徒指導部会や職員会議等で研修を行う。

③カウンセリングマインド(教育相談)研修の実施

- ・全ての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリングマインドの向上を目的とした研修を行う。

5) いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施

- いじめアンケートを年間5回(4月・6月・9月・11月・1月)実施し**、集計結果を基に、必要に応じていじめ対策委員会(生徒指導部会)で実態を分析し、対策を検討する。
- アンケート結果から必要に応じて学級担任が該当児童と面談を実施する。いじめと判断される事案についてはいじめ防止対策委員会に掛ける。

②担任による教育相談の実施

- 子供との教育相談は随時行う。また、アンケート実施後に気になる児童と個別に面談を実施し、情報収集と共に日常の指導に生かしていく。
- 保護者面談を有効に活用し、いつでも相談のできる体制や関係を構築する。

③教育相談員による教育相談の実施

- 学校には教育相談員やスクールカウンセラー等の外部相談員が勤務しており、いつでも相談のできる体制があることを周知する。
- 各相談員には、児童の表れに応じて、主に担当していただく児童をお願いし、継続的支援と多様な見取りをする。
- 児童との面談のみに限らず、保護者とも積極的な相談体制を築き、必要に応じて実施する。

④教職員の日々の観察

- 「いじめはいつでも起こり得る問題である」という認識を持って、個や集団を見る視点を共有していく。
- 子供や保護者の訴えを真摯に受け止め、小さなサインを独自の判断で見逃さないよう心得る。
- いじめられる子供の立場に立って、初期段階から組織的に対応する。また、いじめる側の心理や生活状況(家庭環境・交友関係等)も総じて解決できるような体制を整える。

4 いじめに対する措置

①いじめの情報を受けた場合、または子供がいじめを受けていると思われるとき

- ・直ちに管理職及び生徒指導主任に報告、相談し、必要と認めた場合は「いじめ防止対策委員会」を開く。

②いじめが確認された場合

- ・多方面から情報を収集し、いじめの全体像を把握、確認されたら直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、今後の対応を早急に検討する。基本的には[正確な事実確認]

➡[指導体制・方針の決定] ➡[子供への指導・支援・保護者との連携] ➡[今後の対応]という流れである。

a 正確な事実把握

当事者双方、周りの子供から短時間で正確な情報を聞き取るため、複数の教員で個々に聞き取りを行う。保護者への対応も必ず複数の教員で行う。聞き取り後、情報を共有し、正確な事実把握に努める。

b 指導体制・方針の決定

指導のねらいを明確にし、全教職員の共通理解を図る。教育委員会、関係機関との連携を図る。

c 子供への指導・支援、保護者との連携（下記③・④参照）

d 今後の対応

継続的支援・指導を確認する。カウンセラーの活用も含め、心のケアに配慮する。また、学校体制を見直し、心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校経営・学級経営を行う。

③いじめられた児童・保護者への配慮…常に寄り添った支援、指導に心掛ける。

【児童】

- ・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定に努める。
- ・(被害児童を)最後まで守り抜くこと、秘密はしっかり守ることを伝える。
- ・状況により、いじめられている児童を徹底的に守るため、登下校や休み時間、清掃時間や放課後などにおいても常に教職員の目が行き届く体制を整える。

【保護者】

- ・発覚したその日に、家庭訪問などで保護者と面談し事実関係を伝える。
- ・保護者のつらい気持ち、不安な思いを受け止める。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・家庭との連携を継続して取りながら解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での子供の様子に注意してもらい、ささいなことでもすぐに連絡をいただけるよう伝える。

④いじめた児童・保護者への処置

【児童】

- ・いじめの内容を具体的に聞き取り、確認する。
- ・いじめた気持ちや状況について十分に聞き、子供の背景にも目を向ける。
- ・教育者として、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、どんな理由があろうといじめは人として決して許されない行為であること。また、いじめられる側の気持ちを、立場を代えて認識するよう指導する。

【保護者】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子供やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・理由はどうであれ「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、家庭での指導の徹底を依頼する。

5 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果を基に重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供する。

②重大事態とは…

- ・いじめにより子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。（当該児童が自殺を企画した場合、精神性の疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品などに重大な被害を被った場合など）
- ・当該学校に通学する児童が相当期間学校を欠席し、その原因がいじめであると疑われるとき。
- ・子供や保護者から、いじめが原因で重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

③各対応

a 生徒対応（担当：生徒指導主任）

- ・臨時全校集会等の開催

児童の動揺を防ぎ、正常な教育活動を行うこと。当事者（児童・保護者）の心情、背景などを十分に考慮し、集会の開催の有無を決定する。集会を行う場合は、何をどのように伝えるか、その後の対応をどうするかを教員間で十分共通理解した上で実施する。ショックを受ける児童らが出てくることも考慮し、スクールカウンセラーなどと連携をとって指導に当たる。

b 保護者対応（担当：教頭）

- ・臨時保護者会の開催

【趣旨の説明】

子供の安全安心を第一に考え、良い方向に導くという、学校と保護者が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図ること。

【情報の提供】

全ての子供や保護者の心情、背景など教育的配慮の下、正確な情報を伝え、共有する。

【対策の提示】

今後の方針や体制などの具体的な対応策の提案、保護者に協力を求める具体策の協議をする。

c 報道機関対応（担当：教頭）

取材要請があった場合、教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。また、子供の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、報道機関の校内への立ち入り、取材場所、時間などに留意する。取材要請が多い場合は記者会見で対応する。回答に当たっては、不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。曖昧な回答はしない。

d 警察対応（担当：教頭）

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した場合は、警察に相談し、連携して対応する。子供の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求める。